

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により，平成 28 年度行政監査結果に基づき講じた措置について，茨城県知事，茨城県病院事業管理者，茨城県教育委員会教育長及び茨城県公安委員会委員長より通知があったので，次のとおり公表する。

平成 29 年 9 月 28 日

茨城県監査委員	菊池敏行
同	常井洋治
同	岡野栄治
同	羽生健志

【知事部局】

○監査対象機関 県西県民センター	○監査対象業務 空調用自動制御機器保守点検業務
○改善又は検討を要する事項 当初の契約後に，点検箇所を追加するための変更契約の締結をせずに追加分を含めた点検を実施し，その後，変更契約を締結していた。 契約内容に変更が生じる場合は速やかに変更契約の締結手続を行われたい。	
○上記に対する措置状況 契約内容に変更が生じた場合は，速やかに変更契約を締結し，変更契約後に変更業務を実施することを職員に徹底するとともに，管理監督者が厳密に確認を行うこととした。	

○監査対象機関 県西県民センター	○監査対象業務 消防設備保守点検業務 自動扉開閉装置保守点検業務
○改善又は検討を要する事項 契約書において，分割払による支払時期及び支払額等の記載が無かったが，消防設備保守点検業務については年 2 回，自動扉開閉装置保守点検業務については年 4 回の分割による支払いを行っていた。 今後は，分割払をするのであれば，契約代金の支払方法について契約書に明記されたい。	
○上記に対する措置状況 分割払が必要な場合は，分割払の支払時期及び支払額等を契約書に明記することを職員に徹底するとともに，管理監督者が厳密に確認を行うこととした。	

○監査対象機関 原子力安全対策課	○監査対象業務 空調設備保守点検業務 非常用発電設備保守点検業務
○改善又は検討を要する事項 入札委員会で一般競争入札参加要件の設定についての審議を行っていなかった。 今後は、入札委員会設置要項等に基づき適正な事務処理をされたい。	
○上記に対する措置状況 生活環境部入札委員会要項や契約事務の手続について、文書により課員に周知を図り、平成 28 年度は委託契約の締結の際には、入札委員会要項で定められている一般競争入札参加資格要件について入札委員会で審議し、適正に事務を処理している。 今後も、入札委員会の審議事項については、審議漏れがないよう内部けん制を強化し、適正な事務処理に努めていく。	

○監査対象機関 県立医療大学	○監査対象業務 産業廃棄物等処分業務
○改善又は検討を要する事項 単価契約であるにもかかわらず実績報告書（マニフェスト）に品目ごとの実績数量が明記されていなかった。 実績報告書には品目ごとの数量を記載するよう指導されたい。	
○上記に対する措置状況 実績報告書に品目ごとの数量が確認できる書類を添付するよう指導した。	

○監査対象機関 県立医療大学	○監査対象業務 水処理設備保守点検業務
○改善又は検討を要する事項 契約者からの委任状が無いにもかかわらず、契約書の代表者名及び代表者印と異なる、支店長の記名押印がある請求書を受理し支払いを行っていた。 今後は、十分にチェック機能を働かせ適正な事務処理を行われたい。	
○上記に対する措置状況 契約者である代表取締役から支店長への代金の請求及び受領に対する委任状については、事後であったが提出された。 今後は委任状が必要なものは提出漏れのないよう業者に指導を行うと共に、請求書・支出票・契約書・委任状との突合を徹底することとした。	

○監査対象機関 県立医療大学	○監査対象業務 産業廃棄物(医療機器等)処分業務 (2件)
○改善又は検討を要する事項 単価契約であるにもかかわらず実績報告書(マニフェスト)に品目ごとの実績数量が明記されていなかった。 実績報告書には品目ごとの数量を記載するよう指導されたい。	
○上記に対する措置状況 実績報告書に品目ごとの数量が確認できる書類を添付するよう指導した。	

○監査対象機関 県立医療大学	○監査対象業務 産業廃棄物(医療機器等)処分業務 (2件)
○改善又は検討を要する事項 単価契約による支出負担行為について、支出負担行為決議票による決議を行っていなかった。 今後は、財務規則の規定に基づき、支出負担行為決議票の決議を適正に行われたい。	
○上記に対する措置状況 今後は、財務規則の規定に基づき、支出負担行為決議票の決議を適正に行うこととした。	

○監査対象機関 県立医療大学	○監査対象業務 産業廃棄物(医療機器等)収集運搬業務 (2件) 産業廃棄物(医療機器等)処分業務 (2件)
○改善又は検討を要する事項 契約期間内に同一業者とほぼ同内容で新たな契約を締結していた。 今後は、変更契約により事務手続きの効率化に努められたい。	
○上記に対する措置状況 契約内容や契約期間を確認し、変更契約を締結するなど事務手続きの効率化を図ることとした。	

○監査対象機関 水戸保健所・衛生研究所	○監査対象業務 ユニット空調設備保守点検業務
○改善又は検討を要する事項 長期継続契約が可能であるにもかかわらず、特段の理由が無く単年度契約としていた。 今後は、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の選択についても検討されたい。	
○上記に対する措置状況 平成 29 年度の契約については、事務の効率化等のため長期継続契約としている。	

○監査対象機関 工業技術センター 笠間陶芸大学校	○監査対象業務 エレベータ保守点検業務
○改善又は検討を要する事項 契約書等で年 1 回実施すべきこととされている自主検査の実施が実績報告書で確認できなかった。 契約内容が適正に実施されるよう、確実に履行を確認されたい。	
○上記に対する措置状況 委託業者に対し、検査を適正に実施するよう注意するとともに改めて対応を協議した。 平成 28 年度については、検査が確実に履行されたことを確認している。 今後は、検査の確認方法や支払い方法の見直しなどを行い、再発防止を図っていく。	

○監査対象機関 工業技術センター 笠間陶芸大学校	○監査対象業務 排水処理施設維持管理業務
○改善又は検討を要する事項 契約書等で年 1 回実施すべきこととされている水質検査の実施が実績報告書で確認できなかった。 契約内容が適正に実施されるよう、確実に履行を確認されたい。	
○上記に対する措置状況 委託業者に対し、検査を適正に実施するよう注意するとともに改めて対応を協議した。 平成 28 年度については、検査が確実に履行されたことを確認している。 今後は、検査の確認方法や支払い方法の見直しなどを行い、再発防止を図っていく。	

<p>○監査対象機関</p> <p>県北家畜保健衛生所</p>	<p>○監査対象業務</p> <p>BSE検査センター警備業務</p> <p>BSE検査センター清掃業務</p>
<p>○改善又は検討を要する事項</p> <p>一般競争入札参加資格の確認の決議を行わずに通知を行っていた。</p> <p>今後は、合否の通知を行うに当たっては決議のうえ行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>一般競争入札参加資格の確認にあたっては、決議により適正な事務処理を行うこととした。</p> <p>平成28年度に実施した一般競争入札においては、決議をしたうえで通知を行っている。</p>	

<p>○監査対象機関</p> <p>農業総合センター</p>	<p>○監査対象業務</p> <p>産業廃棄物収集・運搬業務</p> <p>産業廃棄物処分業務</p> <p>枝・木根収集運搬処分業務</p>
<p>○改善又は検討を要する事項</p> <p>単価契約による支出負担行為について、支出負担行為決議票による決議を行っていなかった。</p> <p>今後は、財務規則の規定に基づき、支出負担行為決議票の決議を適正に行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>今後は、財務規則の規定に基づき、支出負担行為決議票の決議を適正に行うこととした。</p> <p>なお、監査が行われた日以降、単価契約による支出負担行為について、支出負担行為決議票による決議を行っている。</p>	

【病院局】

<p>○監査対象機関 県立中央病院</p>	<p>○監査対象業務 保安警備業務</p>
<p>○改善又は検討を要する事項 変更契約書に仕様書が添付されておらず、また、変更後の契約書に金額の増減が漏れていた。 契約の変更に当たっては、適正に履行されるよう変更内容を明確にして契約書等を作成されたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 平成 28 年度保安警備業務委託に係る変更契約については、金額の増減及び変更内容を明確にしたうえで変更契約書に記載し、必要に応じて仕様書を添付のうえ適正に作成している状況である。</p>	

<p>○監査対象機関 県立中央病院</p>	<p>○監査対象業務 医療廃棄物(感染性)収集・運搬業務 医療廃棄物(感染性)処理業務 産業廃棄物(ホルマリン廃液等)収集・運搬業務 産業廃棄物(ホルマリン廃液等)処理業務 産業廃棄物(粗大ごみ)収集・運搬業務 産業廃棄物(粗大ごみ)処理業務 P C B 産業廃棄物処理業務</p>
<p>○改善又は検討を要する事項 業務完了後の履行確認の検査書類が確認できなかった。 今後は、財務規則に基づく履行確認を適正に行われたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 行政監査が実施された以降の該当する廃棄物関係業務委託については、茨城県病院局会計規程に基づき、契約相手方から業務完了後の報告を受けて履行確認を適正に実施している状況である。</p>	

【教育委員会】

<p>○監査対象機関 水戸第二高等学校</p>	<p>○監査対象業務 警備業務</p>
<p>○改善又は検討を要する事項</p> <p>契約書等で学力検査前日の夕方から当日朝にかけて2回実施すべき巡回警備の実施が、実績報告書等で確認できなかった。</p> <p>契約内容が適正に実施されるよう、確実に履行を確認されたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>委託業者に対し、巡回を適正に実施するよう注意し、改めて指示をした。</p> <p>平成28年度については、2回の巡回警備の確実な履行を確認した。</p> <p>今後は、学力検査前日の巡回実施前に委託業者に確認の連絡を行い、実施後、実績報告書で確実な履行を確認していく。</p>	

<p>○監査対象機関 友部東特別支援学校</p>	<p>○監査対象業務 警備業務 高等部警備業務</p>
<p>○改善又は検討を要する事項</p> <p>契約書等で学力検査前日の夕方から当日朝にかけて2回実施すべき巡回警備の実施が、実績報告書等で確認できなかった。</p> <p>契約内容が適正に実施されるよう、確実に履行を確認されたい。</p>	
<p>○上記に対する措置状況</p> <p>委託業者に対し、巡回を適正に実施するよう注意し、改めて指示をした。</p> <p>平成28年度については、2回の巡回警備の確実な履行を確認した。</p> <p>今後は、学力検査前日の巡回実施前に委託業者に確認の連絡を行い、実施後、実績報告書で確実な履行を確認していく。</p>	

○監査対象機関 県立図書館	○監査対象業務 自家用電気工作物検査業務
○改善又は検討を要する事項 単年度の契約期間であるにもかかわらず、見積書に記載する額を3年分の額とするよう指示していた。 今後は、誤りの無いよう十分に確認のうえ見積依頼をされたい。	
○上記に対する措置状況 契約については、複数の者による内容確認を徹底することにより、再発防止を図ることとした。	

○監査対象機関 県近代美術館	○監査対象業務 自家用電気工作物保安管理業務
○改善又は検討を要する事項 入札委員会で一般競争入札参加要件の設定についての審議を行っていなかった。 今後は、入札委員会設置要項等に基づき適正な事務処理をされたい。	
○上記に対する措置状況 当該業務は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの長期継続契約であり、入札委員会で一般競争入札参加要件の設定についての審議を行っていなかったが、平成27年度以降の契約では、一般競争入札の実施にあたり審議を行っている。 今後も、教育委員会入札委員会設置運営要項に基づき適正な事務処理を行っていく。	

○監査対象機関 県教育研修センター	○監査対象業務 清掃業務
○改善又は検討を要する事項 入札委員会で一般競争入札参加要件の設定についての審議を行っていなかった。 今後は、入札委員会設置要項等に基づき適正な事務処理をされたい。	
○上記に対する措置状況 今後は、教育委員会入札委員会設置運営要項に基づき適正な事務処理を行っていく。	

○監査対象機関 県教育研修センター	○監査対象業務 法面除草・除草剤散布業務
○改善又は検討を要する事項 随意契約における支出負担行為決議において、見積照会者を決定しないまま見積書を徴取していた。 見積書の徴取を行うに際しては、支出負担行為決議に記載し組織としての意思決定を明確にされたい。	
○上記に対する措置状況 今後は、支出負担行為決議に見積照会先を明記し組織としての意思決定を明確にする。	

○監査対象機関 県教育研修センター	○監査対象業務 清掃業務
○改善又は検討を要する事項 特定調達契約に該当するにもかかわらず、入札公告の時期や方法等で手続に誤りがあった。 今後は、法令等を理解のうえ適正な事務処理をされたい。	
○上記に対する措置状況 今後は、契約事務の執行にあたり、根拠となる法令等を確認の上、複数の者で確認を徹底し、適正な事務処理を行っていく。	

○監査対象機関 県教育研修センター	○監査対象業務 浄化槽保守点検業務
○改善又は検討を要する事項 水質検査について、契約書等に実施回数を記載していなかった。このため、年6回実施する積算を行っているにもかかわらず実績は年3回であった。 今後は、契約書等に実施回数を記載されたい。	
○上記に対する措置状況 当該業務は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの長期継続契約であり、平成29年1月10日に締結した変更契約により、水質検査の実施回数を年6回と仕様書に記載した。 今後も、仕様書に実施回数を記載する。	

○監査対象機関 県教育研修センター	○監査対象業務 廃棄物収集運搬処理業務
○改善又は検討を要する事項 平成 27 年 4 月分の請求書が社名及び社印のみの記名押印で、契約書と同一の記名押印でないにもかかわらず、受理し支払いを行っていた。 今後は、十分にチェック機能を働かせ適正な事務処理を行われたい。	
○上記に対する措置状況 今後は、請求書を受理した際は、契約書と同一の記名押印であるかよく確認の上、支払いの際は、複数の者で確認を徹底し、適正に事務処理を行っていく。	

【公安委員会】

○監査対象機関 警察本部	○監査対象業務 鍵管理・防犯システム保守点検業務 照明制御設備保守点検業務 自動ドア設備保守点検業務 給排水設備保守点検業務 中央監視制御設備保守点検業務 空調自動制御装置保守点検業務
○改善又は検討を要する事項 一者随意契約であることなどを理由として、長期継続契約が可能であるにもかかわらず単年度契約を締結していた。 今後は、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の選択についても検討されたい。	
○上記に対する措置状況 照明制御設備保守点検業務、自動ドア設備保守点検業務、給排水設備保守点検業務及び空調自動制御装置保守点検業務については、平成 29 年度から長期継続契約とした。 鍵管理・防犯システム保守点検業務及び中央監視制御設備保守点検業務については、保守点検を委託する当該機器及び設備等（以下「機器」という。）の老朽化により、長期継続契約期間中に大幅な仕様変更が見込まれることから、平成 29 年度以降機器を改修した上で、長期継続契約とする。	